

NPO法人子どもの居場所かがみの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人子どもの居場所かがみの という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県苫田郡鏡野町小座95番地の5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども(児童・生徒)に対して、安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣形成、学習習慣形成など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことができるよう、学習・生活・子育て支援に関する事業を行う。また、保護者に対して、家庭の抱える問題を解決するための相談支援事業を行い、子どもが安心して暮らせる地域作り及び子どもの健全育成の増進に寄与することを目的とする。さらに、地域における包括的な児童育成支援体制の構築を図るための拠点運営を行い、子どもや家庭に対する継続的な見守り・相談・支援活動を推進することで、福祉の増進と地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ①学習・生活・子育てを支援する施設の運営事業
- ②児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業

③子ども及び家庭に対する見守り・相談・生活支援事業

④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事項を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに

残余する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、鏡野町に譲渡するものとする。

(合併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 駒牧 恵美子

副理事長 藤原 靖彦

理事 早川 恵子

監事 福井 信行

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 1 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 1 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費 5,000 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員会費 2,000 円 (1 口)

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで

NPO 法人こどもの居場所かがみの

1 事業実施の方針

当法人は、「誰一人取り残さない、みんなでみんなの子どもを育てる地域社会づくり」を理念として、地域の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所「こどもの居場所にじいろ」を運営し、子ども及び家庭の状況に応じた包括的な支援を行う。

令和 8 年度は、引き続き「子ども第三の居場所事業」を実施し、地域の子どもたちに安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学習・食事・生活・送迎・相談・体験活動等を通じて、子どもの健全な成長を支援する。

また、鏡野町、学校、社会福祉協議会等の関係機関との連携を継続し、支援を必要とする子ども及び家庭の状況に応じた支援を行うとともに、令和 9 年度からの「児童育成支援拠点事業」への移行を見据えた運営体制の整備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者 の予定 人 数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	支 出 見 込 額 (千 円)
学習・生活・子育てを支援する施設の運営事業	子育て支援施設において、学習支援・食育支援・生活支援を行う	平日の月曜日から金曜日	鏡野町 「こどもの居場所にじいろ」	6 名	鏡野町在住の通所者 30 名	19,263
児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業への移行を見据えた運営体制の整備を行う	随時	鏡野町 「こどもの居場所にじいろ」	6 名	鏡野町在住の通所者の保護者 30 名	0
子ども及び家庭に対する見守り・相談・生活支援事業	子ども及びその家庭が抱える生活上、養育上その他の課題について、日常的な関わりを通じた見守り及び相談支援を行う。必要に応	平日の月曜日から金曜日	鏡野町 「こどもの居場所にじいろ」	6 名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 児童・生徒 30 名とその保護者	0

	じて関係機関と 情報共有及び連 携を行い、家庭の 状況に応じた生 活支援その他必 要な支援につな げる。					
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	未定	予定なし				

令和9年度事業計画書

令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

NPO法人子どもの居場所かがみの

1 事業実施の方針

当法人は、「誰一人取り残さない、みんなでみんなの子どもを育てる地域社会づくり」を理念として、地域の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所「子どもの居場所にじいろ」を運営し、子ども及び家庭の状況に応じた包括的な支援を行う。

令和9年度からは、これまで実施してきた「子ども第三の居場所事業」から、児童福祉法第6条の3第20項に規定する「児童育成支援拠点事業」へ移行し、養育環境等に課題を抱える子ども及び家庭に対して、居場所の提供、生活・食事・学習・送迎・相談等の支援を行う。

また、鏡野町、学校、児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、これまで培ってきた子どもや家庭との関係性を基盤として、一人ひとりの状況や課題に応じた継続的な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
学習・生活・子育てを支援する施設の運営事業	地域の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、学習、遊び、運動、体験活動等を通じて、子どもの健全な成長及び社会性や自己肯定感の向上につながる環境を整備する。	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子どもの居場所にじいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 30名	0

児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える子ども及び家庭に対して、安全・安心な居場所を提供するとともに、食事支援、生活支援、学習支援、送迎支援、相談支援、体験活動等を行う。また、子ども及び家庭の状況を継続的に把握し、必要に応じて鏡野町、学校、児童相談所、社会福祉協議会その他の関係機関と連携しながら、それぞれの状況や課題に応じた包括的な支援を行う。	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子ども の居場所に じいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 児童・生徒30名とその保護者	23,289
子ども及び家庭に対する見守り・相談・生活支援事業	子ども及びその家庭が抱える生活上、養育上その他の課題について、日常的な関わりを通じた見守り及び相談支援を行う。必要に応じて関係	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子ども の居場所に じいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 児童・生徒30名とその保	0

	機関と情報共有及び連携を行い、家庭の状況に応じた生活支援その他必要な支援につなげる。				護者	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	未定	予定なし				

令和10年度事業計画書

令和10年2月1日から令和11年1月31日まで

NPO法人子どもの居場所かがみの

1 事業実施の方針

当法人は、「誰一人取り残さない、みんなでみんなの子どもを育てる地域社会づくり」を理念として、地域の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所「子どもの居場所にじいろ」を運営し、子ども及び家庭の状況に応じた包括的な支援を行う。

令和10年度は、児童福祉法に規定する「児童育成支援拠点事業」を実施し、養育環境等に課題を抱える子ども及び家庭に対して、居場所の提供、生活・食事・学習・送迎・相談等の支援を行う。

また、鏡野町、学校、児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、これまで培ってきた子どもや家庭との関係性を基盤として、一人ひとりの状況や課題に応じた継続的な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
学習・生活・子育てを支援する施設の運営事業	地域の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、学習、遊び、運動、体験活動等を通じて、子どもの健全な成長及び社会性や自己肯定感の向上につながる環境を整備する。	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子どもの居場所にじいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 30名	0

児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える子ども及び家庭に対して、安全・安心な居場所を提供するとともに、食事支援、生活支援、学習支援、送迎支援、相談支援、体験活動等を行う。また、子ども及び家庭の状況を継続的に把握し、必要に応じて鏡野町、学校、児童相談所、社会福祉協議会その他の関係機関と連携しながら、それぞれの状況や課題に応じた包括的な支援を行う。	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子どもの居場所にじいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 児童・生徒30名とその保護者	24,359
子ども及び家庭に対する見守り・相談・生活支援事業	子ども及びその家庭が抱える生活上、養育上その他の課題について、日常的な関わりを通じた見守り及び相談支援を行う。必要に応じて関係	平日の月曜日から金曜日	鏡野町内「子どもの居場所にじいろ」	7名	鏡野町内の支援を必要とする児童・生徒及びその家庭 児童・生徒30名とその保	0

	機関と情報共有及び連携を行い、家庭の状況に応じた生活支援その他必要な支援につなげる。				護者	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	未定	予定なし				

令和8年度 活動予算書
令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

NPO法人子どもの居場所かがみの
(単位：円)

科目	金額		
	統括本部	子ども第三の居場所事業 (にじいろ拠点)	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000	0	1,200,000
3. 受取助成金等			
鏡野町子ども第三の居場所補助金 (B&G財団)		14,400,000	14,400,000
4. 事業収益			
子ども第三の居場所事業収益 (利用料)		1,200,000	1,200,000
5. その他収益			
受取利息	50	1,500	1,550
雑収益	0	0	0
経常収益計	1,255,050	15,601,500	16,856,550
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		10,797,000	10,797,000
法定福利費		655,684	655,684
人件費計		11,452,684	11,452,684
(2) その他経費			
旅費交通費		109,680	109,680
通信費		206,760	206,760
水道光熱費		379,200	379,200
燃料費		180,000	180,000
租税公課		115,600	115,600
消耗品費		900,000	900,000
印刷製本費		24,000	24,000
使用料		158,400	158,400
修繕費		300,000	300,000
保険料		777,850	777,850
支払手数料		0	0
雑費		0	0
減価償却費		3,799,389	3,799,389
食糧費		840,000	840,000
負担金		20,000	20,000
その他経費計	0	7,810,879	7,810,879
事業費計	0	19,263,563	19,263,563
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費	36,000		36,000
人件費計	36,000	0	36,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
燃料費	0		0
通信費	0		0
租税公課	0		0
消耗品費	100,000		100,000
リース料	805,200		805,200
支払手数料	52,800		52,800
諸会費	3,300		3,300
減価償却費	291,544		291,544
慶弔費	0		0
会議費	10,000		10,000
雑費	132,000		132,000
その他経費計	1,394,844		1,394,844
管理費計	1,430,844	0	1,430,844
経常費用計	1,430,844	19,263,563	20,694,407
当期経常増減額	-175,794	-3,662,063	-3,837,857
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	-175,794	-3,662,063	-3,837,857
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期正味財産増減額	-175,794	-3,662,063	-3,837,857
前期繰越正味財産額	-2,370,305	46,807,064	44,436,759
次期繰越正味財産額	-2,546,099	43,145,001	40,598,902

令和9年度 活動予算書
令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

NPO法人子どもの居場所かがみの
(単位：円)

科目	金額		
	統括本部	児童育成支援拠点事業 (にじいろ拠点)	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		1,200,000
3. 受取助成金等			
鏡野町児童育成支援拠点事業補助金		19,267,731	19,267,731
鏡野町子ども第三の居場所補助金 (B&G財団)		4,000,000	4,000,000
4. 事業収益			
児童育成支援拠点事業収益 (利用者負担金)		600,000	600,000
5. その他収益			
受取利息	50	1,500	1,550
雑収益	0	0	0
経常収益計	1,255,050	23,869,231	25,124,281
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		13,719,000	13,719,000
法定福利費		1,735,491	1,735,491
人件費計		15,454,491	15,454,491
(2) その他経費			
通信費		218,760	218,760
水道光熱費		420,000	420,000
燃料費		240,000	240,000
租税公課		0	0
消耗品費		780,000	780,000
印刷製本費		24,000	24,000
使用料		172,260	172,260
修繕費		360,000	360,000
保険料		738,220	738,220
支払手数料		0	0
雑費		0	0
減価償却費		3,421,839	3,421,839
食糧費		1,440,000	1,440,000
負担金		20,000	20,000
その他経費計	0	7,835,079	7,835,079
事業費計	0	23,289,570	23,289,570
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費	36,000		36,000
人件費計	36,000	0	36,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
燃料費	0		0
通信費	0		0
租税公課	79,200		79,200
消耗品費	100,000		100,000
リース料	805,200		805,200
支払手数料	52,800		52,800
諸会費	3,300		3,300
減価償却費	222,522		222,522
慶弔費	0		0
会議費	10,000		10,000
雑費	132,000		132,000
その他経費計	1,405,022		1,405,022
管理費計	1,441,022	0	1,441,022
経常費用計	1,441,022	23,289,570	24,730,592
当期経常増減額	-185,972	579,661	393,689
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	-185,972	579,661	393,689
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期正味財産増減額	-185,972	579,661	393,689
前期繰越正味財産額	-2,546,099	43,145,001	40,598,902
次期繰越正味財産額	-2,732,071	43,724,662	40,992,591

令和10年度 活動予算書
令和10年2月1日から令和11年1月31日まで

NPO法人子どもの居場所かがみの
(単位:円)

科目	金額		
	統括本部	児童育成支援拠点事業 (にじいろ拠点)	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		1,200,000
3. 受取助成金等			
鏡野町児童育成支援拠点事業補助金		19,267,731	19,267,731
4. 事業収益			
児童育成支援拠点事業収益 (利用者負担金)		600,000	600,000
5. その他収益			
受取利息	50	1,500	1,550
雑収益	0	0	0
経常収益計	1,255,050	19,869,231	21,124,281
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		13,719,000	13,719,000
法定福利費		1,735,491	1,735,491
人件費計		15,454,491	15,454,491
(2) その他経費			
通信費		218,760	218,760
水道光熱費		420,000	420,000
燃料費		240,000	240,000
租税公課		0	0
消耗品費		780,000	780,000
印刷製本費		24,000	24,000
使用料		172,260	172,260
修繕費		360,000	360,000
保険料		738,220	738,220
支払手数料		0	0
雑費		0	0
減価償却費		4,491,467	4,491,467
食糧費		1,440,000	1,440,000
負担金		20,000	20,000
その他経費計	0	8,904,707	8,904,707
事業費計	0	24,359,198	24,359,198
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費	36,000		36,000
人件費計	36,000	0	36,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
燃料費	0		0
通信費	0		0
租税公課	79,200		79,200
消耗品費	100,000		100,000
リース料	805,200		805,200
支払手数料	52,800		52,800
諸会費	3,300		3,300
減価償却費	222,522		222,522
慶弔費	0		0
会議費	10,000		10,000
雑費	132,000		132,000
その他経費計	1,405,022		1,405,022
管理費計	1,441,022	0	1,441,022
経常費用計	1,441,022	24,359,198	25,800,220
当期経常増減額	-185,972	-4,489,967	-4,675,939
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	-185,972	-4,489,967	-4,675,939
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期正味財産増減額	-185,972	-4,489,967	-4,675,939
前期繰越正味財産額	-2,732,071	43,724,662	40,992,591
次期繰越正味財産額	-2,918,043	39,234,695	36,316,652